



東京しごと財団 職場体験実習助成金



東京しごと財団では中小企業等における障害者雇用を促進するため、障害者職場体験実習事業を実施しています。この助成金は、中小企業等の皆さまが障害者職場体験の実習生を受け入れ、**実習を実施した際に要する諸経費を助成するもの**です。

対象実習	対象となる実習は、原則以下のとおりです。 ●企業等が受け入れる実習生に対し、報酬(作業の対価)が発生しない ●企業の職場（現場）で実施する体験型の実習
対象企業	主な対象要件（他にも要件があります。） ●本社又は事業所が東京都内にあること ●申請日以前直近の6月1日現在において、短時間労働者（※）以外の常時雇用する労働者の数と短時間労働者（1人を0.5カウント）の数の合計が300人以下であること ※常時雇用する労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者 ●特例子会社でないこと ●都税に未納がないこと
助成額	60,000円（同一年度内の利用は、1企業1回まで） ※財団の障害者雇用支援アドバイザー（以下、アドバイザー）の随時紹介による実習で法定雇用義務があり、法定雇用率未達成の場合は1企業3回まで。詳細は別紙「申請回数判定チャート」をご参照ください。
支給要件	主な支給要件（他にも要件があります。） ●次のいずれかに該当すること （ア）申請日以前直近の6月1日現在、障害者を雇用していない又は法定雇用率未達成の企業等が実習を実施したこと （イ）申請日以前直近の6月1日現在において雇用する障害者とは異なる障害種別の実習生を実習に受け入れたこと ●助成金支給申請年度（4月～翌3月）内に、都内実習場所において、次のいずれかの実習を実施したこと （ウ）1日あたり4時間以上かつ5日以上の実習 （エ）障害の状況から上記（ウ）の実習が難しい場合は、1日あたり2時間以上4時間未満かつ5日以上の実習 ※年度をまたぐ実習（3月～4月実施等）については本助成金を御利用いただけません。 ●アドバイザーの支援を受け、障害特性に配慮した実習を行ったこと ※原則として当財団事業の「職場体験実習受入企業」としての登録が必要 ●実習後に実習生及び実習生が利用登録している都内に所在する就労支援機関との実習の振り返り等を行ったこと ●同一の実習生に関して、国又は地方公共団体等から助成金を受給していないこと
申込方法	実習開始1週間前までに、利用申込書・実習の詳細内容が確認できる書類・誓約書を、下記【申込窓口・お問合せ先】へ提出してください。 各種様式は、「公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援事業」のホームページよりダウンロードできます。 https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/ トップページ＞企業の方への情報＞職場体験実習＞東京しごと財団職場体験実習助成事業

【申込窓口・お問合せ先】

公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課 コーディネート事業係
 〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階 TEL：03-5211-2682

利用の流れ

「職場体験実習 受入企業」 登録

実習内容・受入対象障害種別・受入可能人数などを登録していただくと、当財団から障害者が利用する都内の「就労支援機関」に情報提供しますので、実習生を募集できます。

HP：<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

トップページ＞企業の方への情報＞職場体験実習

※既に御登録いただいている場合は、改めての登録は不要です。

実習実施の決定

就労支援機関等に利用登録している障害のある方の実習の実施を決定します。

※当財団事業の随時紹介や職場体験実習面談会も御利用いただけます。

利用申込

実習開始日の1週間前までに申込書類を提出してください。

審査

実習実施

当財団職員が、訪問や電話での聞き取りにより、実習の実施状況を確認させていただきます。

支給申請

実習終了後、1か月以内に申請書類を提出してください。

但し、年度末（3月）に実習を行う場合の書類の提出期限は、**3月末日（土日祝日を除く）まで**となります（厳守）。

（例1）令和8年5月11日（月）～令和8年5月16日（金）に行う実習の場合

⇒支給申請期限：令和8年6月16日（火）

（例2）令和9年3月8日（月）～令和9年3月12日（金）に行う実習の場合

⇒支給申請期限：**令和9年3月31日（水曜日）**

※申請期限内に書類を提出いただいても、審査状況によっては助成金が支給できない場合があります。申請期限に関わらず、お早めに書類を提出してください。

審査後、助成金支給

職場体験実習助成金 申請回数判定チャート

2回目以降の申請ができるかご確認ください。(対象企業かつ、支給要件を満たしていることが前提)

財団の障害者雇用支援アドバイザー
(以下、アドバイザーという。)の『**随時紹介**』※
による実習を受け入れた企業である

はい

いいえ

当財団の面談会や
その他の実習受入方法は
対象外です。

短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数と
短時間労働者（1人を0.5カウント）の数を
合算した数が**37.5人以上300人以下**である
(障害者の法定雇用義務がある中小企業である)

1年度1回の申請です

はい

いいえ

障害者の法定雇用
義務がない場合は
対象外です。

申請日以前直近の6月1日現在、
障害者を雇用していない又は
法定雇用率未達成の企業である

1年度1回の申請です

はい

いいえ

障害者の法定雇用率
を満たしている場合
は**対象外**です。

1年度3回まで申請
できます

1年度1回の申請です

※**随時紹介**とは、アドバイザー
が企業へ障害者(就労支援機関
等に登録している)を随時紹介
するものです。詳細は財団HPを
ご確認ください。



2回目以降の申請に関するQ&A

質問1 随時紹介で同時期に実習生3名を受入予定です。実習生1名につき1件として、3件申請できますか？

回答1 3件同時に申請できません。2回目(3回目)の実習は1回目(2回目)の実習終了日の翌日から起算して30日以上空けることとし(年度切替時の3月と4月の実習も同様) 1回目の請求書を提出しかつ申請時にはアドバイザーとともに前回の実習を検討・総括後、アドバイザーが作成した「職場体験実習支援報告書」の添付が必要です。

質問2 当年度に面談会より実習生を受入し、助成金の申請済みです。今回アドバイザーによる随時紹介で、実習生を受入予定ですが、2回目の申請はできますか？

回答2 2回目の申請はできません。2回目以降の申請は1回目の申請が随時紹介による実習受入の場合に限ります。